

# 那霸市職員厚生会館空調更新工事

図面目録					
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
M-00	表紙・図面目録	_____	E-01	特記仕様書(電気設備) - 1	_____
M-01	建築工事特記仕様書【機械設備工事編】- 1	_____	E-02	特記仕様書(電気設備) - 2	_____
M-02	建築工事特記仕様書【機械設備工事編】- 2	_____	E-03	特記仕様書(電気設備) - 3	_____
M-03	建築工事特記仕様書【機械設備工事編】- 3	_____	E-04	3階電気設備平面図(撤去)	(A1) 1/100 (A3) 1/200
M-04	建築工事特記仕様書【機械設備工事編】- 4	_____	E-05	R階電気設備平面図(撤去)	(A1) 1/100 (A3) 1/200
M-05	配置図・案内図	_____	E-06	3階電気設備平面図(新設)	(A1) 1/100 (A3) 1/200
M-06	空調機器表(新設)	_____	E-07	R階電気設備平面図(新設)	(A1) 1/100 (A3) 1/200
M-07	空調設備系統図(新設)	NO SCALE	E-08	3階電灯設備平面図(撤去・新設)	(A1) 1/100 (A3) 1/200
M-08	3階空調設備平面図(新設)	(A1) 1/100 (A3) 1/200	E-09	3階弱電設備平面図(撤去・新設)	(A1) 1/100 (A3) 1/200
M-09	R階空調設備平面図(新設)	(A1) 1/100 (A3) 1/200			
M-10	換気機器表(新設)	_____			
M-11	3階換気設備平面図(新設)	(A1) 1/100 (A3) 1/200			
M-12	空調機器表(撤去)	_____			
M-13	空調設備系統図(撤去)	NO SCALE			
M-14	3階空調設備平面図(撤去)	(A1) 1/100 (A3) 1/200			
M-15	R階空調設備平面図(撤去)	(A1) 1/100 (A3) 1/200			
M-16	換気機器表(撤去)	_____			
M-17	3階換気設備平面図(撤去)	(A1) 1/100 (A3) 1/200			
M-18	3階天井改修平面図(撤去・新設)	(A1) 1/100 (A3) 1/200			

令和4年度  
那霸市職員厚生会

工事名称	那霸市職員厚生会館空調更新工事		工事年度	令和4年度	
工事場所	那霸市おもろまち1丁目1番地内		図面名称	表紙・図面目録	
発注機関	那霸市職員厚生会		縮尺	_____	
摘要	_____		図面番号	M-00	
捺印	管理建築士	設計	製図	設 計 者	株式会社 ニライ設備設計 上原 武 第16G2-7025Y号 沖縄県那覇市識名1195-1



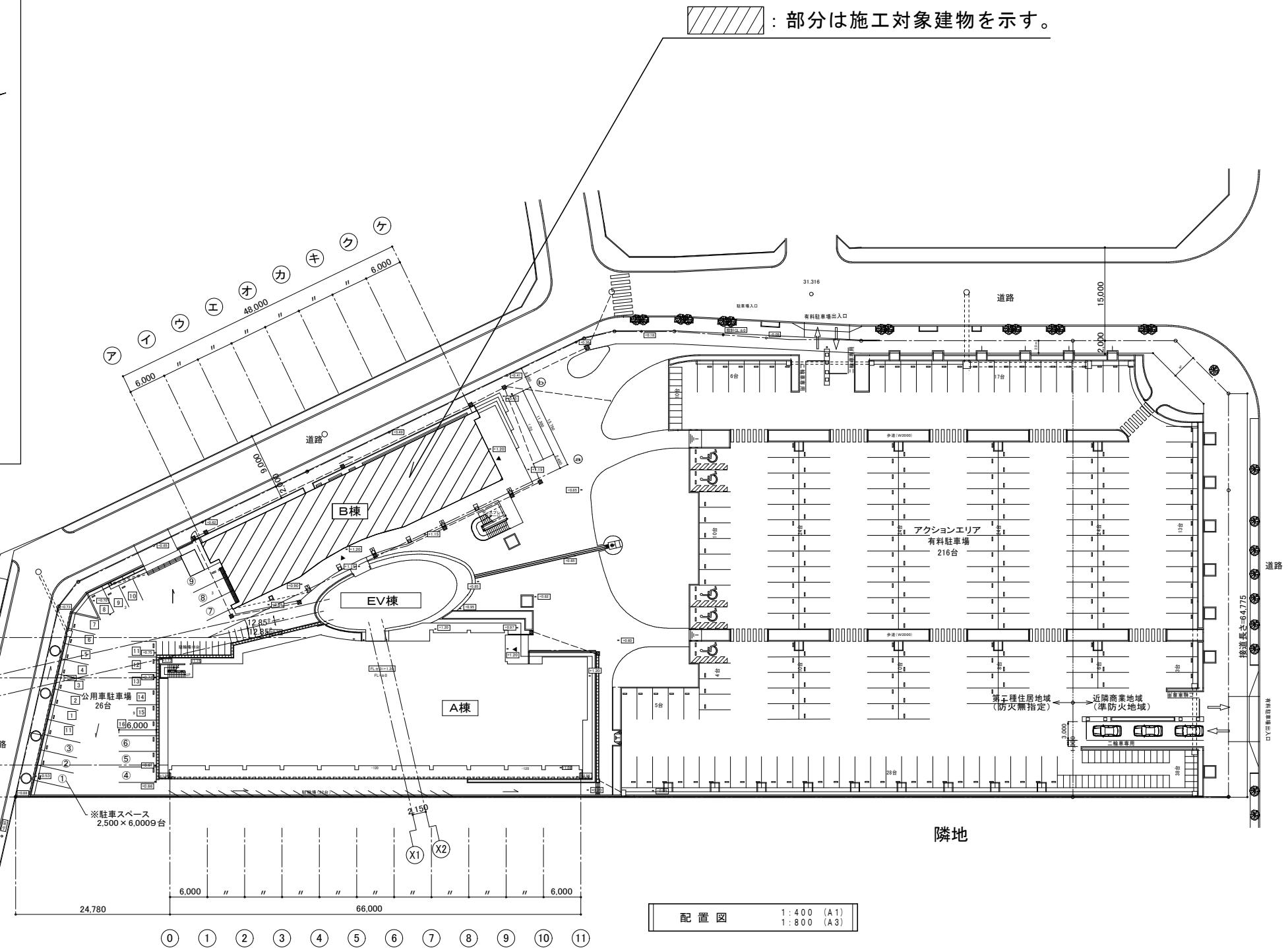
項目	特記事項	○ 8 工事の記録 (1. 2. 4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	○ 17 発生材の処理等 (1. 3. 9)	ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン	
	※	○ 9 設計図 CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図 CADデータを貸与する。なお、貸与された CADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。		適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、P C B、アスベスト等有害物質調査など）	
一般共通事項 ※一般共通事項は原則、建築設計特記仕様書に準じる。						
○ 1 工事実績情報の登録 (1. 1. 4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が 5 0 0 万円未満の工事については、登録を要しない。	○ 10 施工管理体制 (1. 3. 1)	(1) 工事請負代金額が 3, 5 0 0 万円以上（建築一式工事の場合 7, 0 0 0 万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	○ 11 主任技術者等の資格 (1. 3. 2)	(2)主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第 2 6 条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に 3 か月以上の雇用関係が成立していないなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分 1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1 級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・資格の区分 2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1 級又は 2 級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分 1 のロに掲げる者 ・資格の区分 3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第 7 条第 2 号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和 4 7 年建設省告示第 3 5 2 号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
○ 2 適用図書等 (1. 1. 6)	※公共建築工事標準仕様書（令和 4 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和 4 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（令和 4 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和 3 年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和元年版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和 4 年版）（一般社団法人公共建築協会）	○ 12 監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置） ○ 13 電気保安技術者 (1. 3. 2)	※ 本工事は、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。	○ 14 施工条件 (1. 3. 3)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。	
○ 3 別契約の関連工事 (1. 1. 7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表 1 による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。	○ 15 交通安全管理 (1. 3. 6)	施工条件は、図示及び以下による。 ( )	○ 16 施工中の環境保全等 (1. 3. 8.)	国道 6 路線及び県道 7 路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和 3 年 2 月 1 9 日沖縄県公安委員会告示第 3 8 号）	
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1. 1. 9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	○ 17 発生材の処理等 (1. 3. 9)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年 7 月 3 1 日建設省告示第 1 5 3 6 号、最終改正平成 1 3 年 4 月 9 日国土交通省告示第 4 8 7 号）による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 1 0 月 8 日付け建設省経機発第 2 4 9 号、最終改正平成 2 2 年 3 月 1 8 日付け国総施設第 2 9 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力 7. 5 ~ 2 6 0 kW)	ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン		
5 工事の余裕期間	(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS 登録については、実工期間に技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第 3 条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 (5) 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。 図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	○ 18 施工中の環境保全等 (1. 3. 8.)	工事名称 那覇市職員厚生会館空調更新工事 工事場所 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番地内 発注機関 那覇市職員厚生会 摘要 検印 管理者建築士 設計 製図 資格者氏名 登録番号 者所在地 沖縄県那覇市謹名 1 1 9 5 - 1			
6 概成工期 (1. 2. 1)						
○ 7 施工図等 (1. 2. 3)	(1) 施工図等の著作権にわたる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各 1 / 5 0 度程）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後 3 0 日以内、製作図及び施工図は工事着手までに提出し承諾を受ける。					

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																		
○ 18 工事の保険等  ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 ※ (2)建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3)建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。  (3)工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4)受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5)受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1)現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：プロードバンド回線 【パソコンOS】 Microsoft Windows 8.1 / 10 【推奨ブラウザ】 Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受注者間でインターネットを利用して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。	(3)工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4)受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5)受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1)現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：プロードバンド回線 【パソコンOS】 Microsoft Windows 8.1 / 10 【推奨ブラウザ】 Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受注者間でインターネットを利用して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。	(2)配管材料 (2. 1. 2) 3 埋設配管 (2. 7. 1) ○ 4 保温工事 (3. 1. 1) ○ 5 塗装 (3. 2. 1) 6 仮設工事 (4. 1. 1)	管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。  ・地中埋設桿の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・アスファルト舗装以外の地中埋設桿は、（○コンクリート製・鉄製）とする。  図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。  露出部分は全て塗装を施すこと。  本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で (※設置しない・設置する（構内・構外・既存建物内一部使用）)。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量															
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																				
○ 19 ゆいくる材について  (1)ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2)ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。  ※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 ※ 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ①配管施工（建築配管作業） ②熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空気調和機器施工（冷凍、空気調和機器施工作業） ・建築板金施工（ダクト板金作業）	(1)ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2)ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。  ※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 ※ 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ①配管施工（建築配管作業） ②熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空気調和機器施工（冷凍、空気調和機器施工作業） ・建築板金施工（ダクト板金作業）	○ 25 情報共有システムの使用  (1)現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：プロードバンド回線 【パソコンOS】 Microsoft Windows 8.1 / 10 【推奨ブラウザ】 Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受注者間でインターネットを利用して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。	○ 26 標識その他 (1. 7. 4) ○ 27 機材 ○ 28 施工 ○ 29 耐震施工 ○ 30 磁気探査 ○ 31 墜落制止用器具 ○ 32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 ○ 33 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について ○ 34 その他	7 土工事 (4. 2. 1) 8 その他	・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。  残土処分は（※構外適切処分・構内敷ならし）とする。  (1)受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2)以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（円） ・ガス引込に係る負担金（円） ※ (3)図示されたものを除き、以下による。 ※																		
○ 20 機材の品質等 (1. 4. 2)  ※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 ※	○ 1 空気調和機 室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。5年間保証。） ※端子板にヤモリガード対策を施す。	○ 2 制気口 図示されていない制気口の材質は（・鋼板 ○アルミニウム板）とする。  長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（・アングルフランジ ○コーナーボルト（・共板フランジ・スライドオンフランジ））工法とする。	○ 3 ダクト (1. 14. 3) 4 ダクト付属品 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト	○ 5 設計温湿度条件 設計温湿度条件は以下による。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内（一般）</th></tr><tr><th>温度（℃）</th><th>湿度（%）</th><th>温度（℃）</th><th>湿度（%）</th></tr></thead><tbody><tr><td>夏季</td><td>32.9</td><td>68.4%</td><td>26.0</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 6 その他 ※		外気		室内（一般）		温度（℃）	湿度（%）	温度（℃）	湿度（%）	夏季	32.9	68.4%	26.0	50%	冬季				
	外気		室内（一般）																				
	温度（℃）	湿度（%）	温度（℃）	湿度（%）																			
夏季	32.9	68.4%	26.0	50%																			
冬季																							
○ 21 技能士 (1. 5. 2)  技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ①配管施工（建築配管作業） ②熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空気調和機器施工（冷凍、空気調和機器施工作業） ・建築板金施工（ダクト板金作業）	○ 1 総合試運転調整等 (1. 3. 3) 総合調整は以下の項目を行うこと。 ①風量調整 ・水量調整 ②室内外空気の温湿度の調整 ・室内気流及びじんあいの調整 ③騒音、振動の調整 ・飲料水の水質の測定 ・雑用水の水質の測定 ④運転状態（総合試運転調整結果）の記録 ※	工事名称 那覇市職員厚生会館空調更新工事 工事場所 那覇市おもろまち1丁目1番地内 発注機関 那覇市職員厚生会 摘要 設 計 名 称 株式会社ニライ設備設計 資格者氏名 上原 武 登録番号 第16G2-7025Y号 者 所在地 沖縄県那覇市謹名1195-1																					
2 2 化学物質の濃度測定 (1. 5. 8)  (1)測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table border="1"><thead><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (2)測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ( )						
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																				
2 3 技術検査 (1. 6. 2)  (1)本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2)本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。	○ 1 共通工事 ○ 1 総合試運転調整等 (1. 3. 3) 総合調整は以下の項目を行うこと。 ①風量調整 ・水量調整 ②室内外空気の温湿度の調整 ・室内気流及びじんあいの調整 ③騒音、振動の調整 ・飲料水の水質の測定 ・雑用水の水質の測定 ④運転状態（総合試運転調整結果）の記録 ※																						
2 4 完成時の提出図書 (1. 7. 1)																							

特記事項			特記事項			特記事項		
<b>別表－1（関連工事との取り合い）</b>								
	工事内容	本工事	別途工事					
		機械	電気	建築				
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）							
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）							
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）							
	架台、アンカーボルト							
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ							
	補強鉄筋							
	スリーブの穴埋め							
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ							
	補強鉄筋							
	型枠の穴埋め							
天井、壁の切り込み	墨出し	※						
	下地組み、ボード類切り込み (吹出口、吸込口、消火栓等)	※						
	開口部補強							
インサート	インサート							
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む							
換気扇の取付け	換気扇の取付け							
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線							
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線							
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管							
	上記の配線							
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管							
	上記の配線							
	電極棒及びフロートスイッチの本体							
	上記の配管、配線							
	電気配管							
	電気配線							
自動制御	電源供給							
	コンクリート躯体							
	基礎コンクリート							
	基礎杭							
	根切り、埋戻し							
	残土処理							
	防護柵							
	土止め工事							
	保護砂							
	湧水処理							
浄化槽	送風機室（換気用送風機を含む）							
	操作盤までの1次側電気工事							
	操作盤以降の2次側電気工事							
	ルーフドレンイン及び立て桿							
	立て桿接続用埋設横引管							
流し類	台所流し台、手洗い流し台（SUS人研ぎ共）							
	上記の配管接続							
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物							
カウンター	はめ込洗面器のカウンター							
身障者用手すり	衛生器具回り							
	その他手すり							
※配線は接続を含むものとする。								
<b>別表－2（管材）</b>								
	用途	施工箇所	管材					
冷温水管	屋内一般配管							
	機械室・便所配管							
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）							
	地中配管							
冷却水管	屋内一般配管							
	機械室・便所配管							
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）							
	地中配管							
蒸気管	屋内一般配管							
	機械室・便所配管							
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）							
	地中配管							
高温水管	屋内一般配管							
	機械室・便所配管							
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）							
	地中配管							
油管	屋内一般配管							
	機械室・便所配管							
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）							
	地中配管							
ブライン管	屋内一般配管							
	機械室・便所配管							
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）							
	地中配管							
冷媒管	屋内一般配管	断熱材被覆銅管 (JIS H 3300)						
	機械室・便所配管	"						
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	"						
	地中配管							
給水管	屋内一般配管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6742-07) HIVP						
	機械室・便所配管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6742-07) HIVP						
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	硬質塩化ビニルライニング銅管 (JWWA K116-04) SGP-VB						
	地中配管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6742-07) HIVP						
給湯管	地中配管（受水槽一次側）	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6742-07) HIVP						
	屋内一般配管	被覆銅管 (JIS H 3330)						
	機械室・便所配管							
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	被覆銅管 (JIS H 3330)						
消防管	地中配管							
	屋内一般配管							
	機械室・便所配管							
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）							
排水管（ドレン管）	地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP						
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP						
	機械室・便所配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP						
	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP						
通気管	地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP						
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP						
	機械室・便所配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP						
	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP						
ガス管	地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP						
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	配管用炭素鋼銅管（白）(JIS G 3452)						
	機械室・便所配管	配管用炭素鋼銅管（白）(JIS G 3452)						
	屋内一般配管	配管用炭素鋼銅管（白）(JIS G 3452)						
特記事項								
※冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。 ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。								
※								
工事名称 工事場所 発注機関 摘要 検印 者	那覇市職員厚生会館空調更新工事		工事年度 令和4年度					
	那覇市おもろまち1丁目1番地内	図面名称 縮尺 特記仕様書(4)						
	那覇市職員厚生会	図面番号 M-04						
	——	説明 名稱 設計 者						
	——	登録番号 第16G2-7025Y号						
	——	所在地 沖縄県那覇市謹名1195-1						
	——							



案内図 NO SCALE



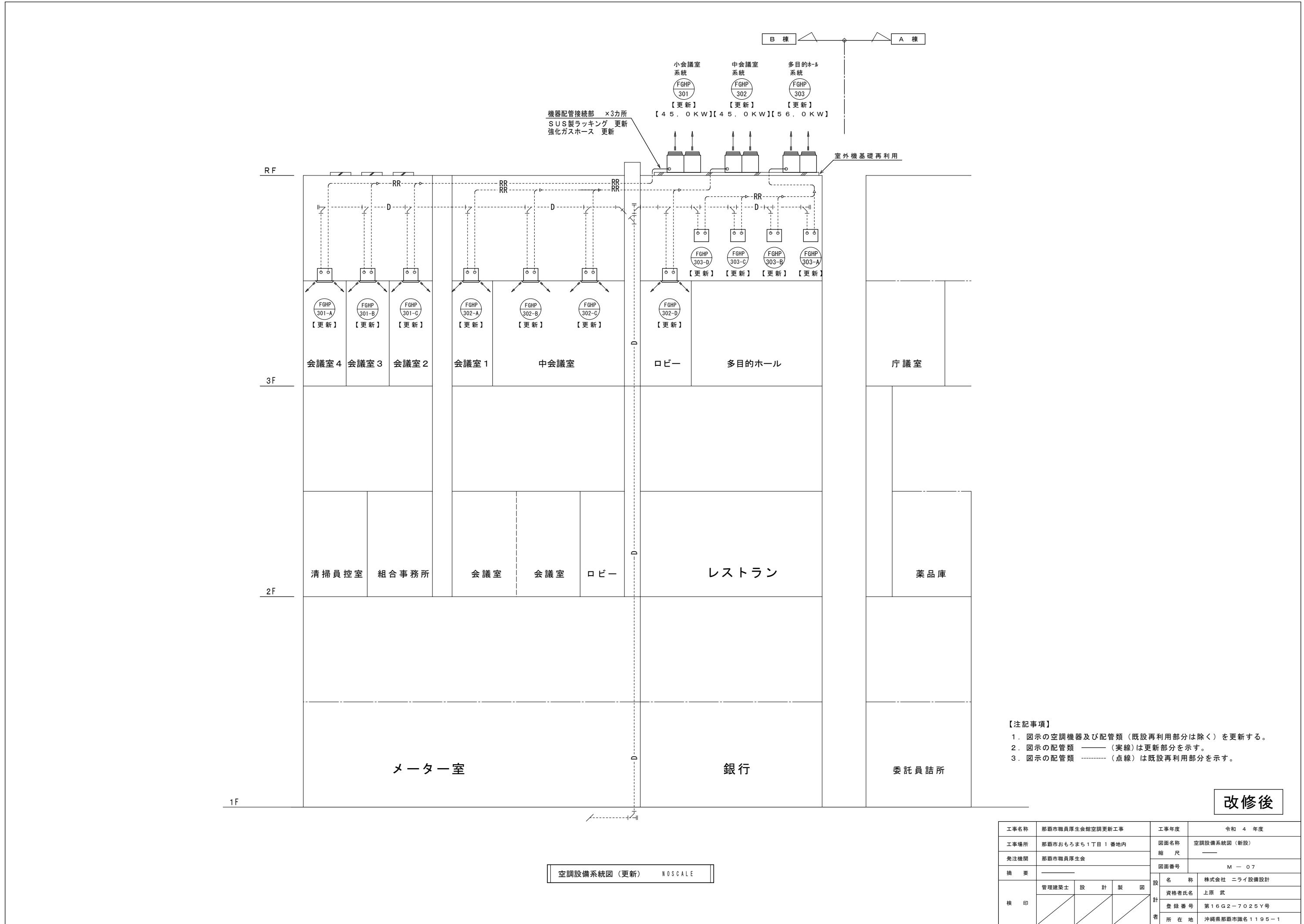
工事名称	那覇市職員厚生会館空調更新工事		工事年度	令和4年度
工事場所	那覇市おもろまち1丁目1番地内		因面名称	配置図・案内図
発注機関	那覇市職員厚生会		縮尺	—
摘要	—		因面番号	M-05
設 計 者	管理建築士	設計	製図	株式会社 ニライ設備設計
検印	資格者氏名	上原 武	登録番号	第16G2-7025Y号
	所在地	沖縄県那覇市識名1195-1		

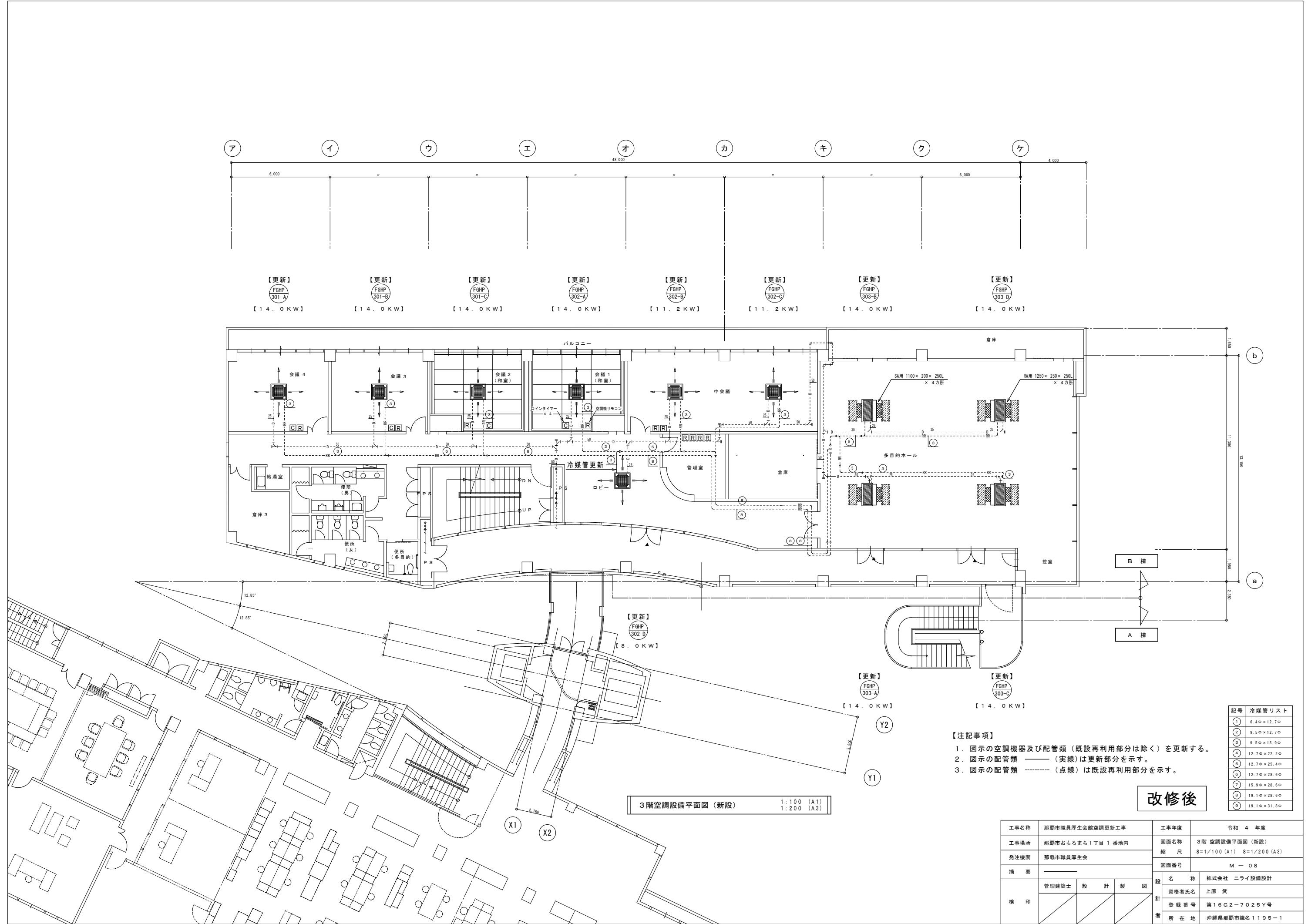
## 空調機器表

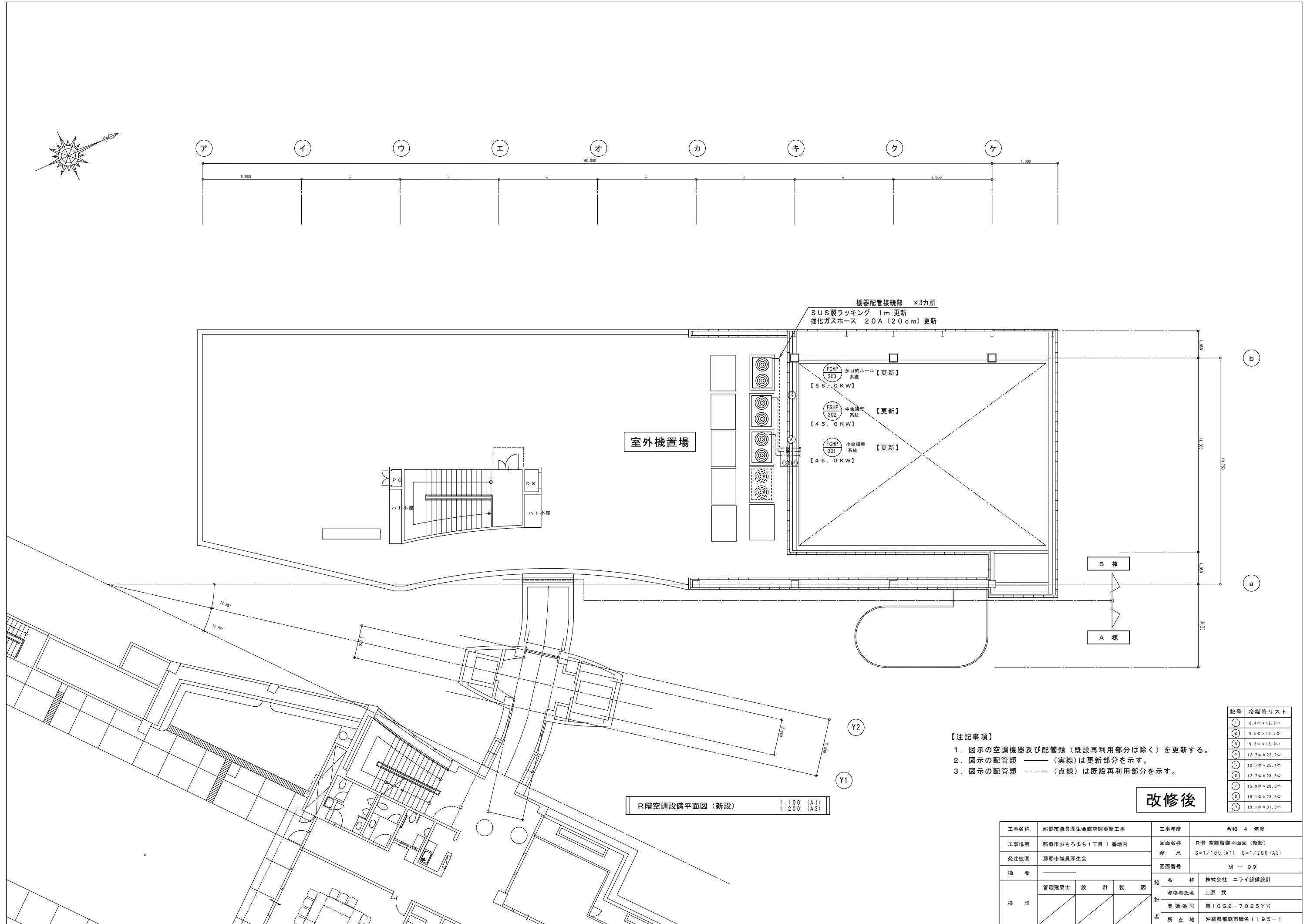
記号	機器名称	機器仕様	(周波数60Hz)			台数	備考	記号	機器名称		(周波数60Hz)			台数	備考
			相	電圧	CON(kW)						相	電圧	CON(kW)	FAN(kW)	
FGHP-301	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：リニューアル用室外機（臭気低減仕様）	3	200	0.75×2	1	設置場所（室外機）：R階 室外機置場	FGHP-303	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：リニューアル用室外機（臭気低減仕様）	3	200	0.75×2	1	設置場所（室外機）：R階 室外機置場
	パッケージエアコン（室外機）	冷房能力：4.5.0kW					新冷媒対応		パッケージエアコン（室外機）	冷房能力：5.6.0kW					新冷媒対応
	（小会議室系統）	消費電力：1.14kW					室外機防錆処理（ケーシング・フィン共）		（多目的ホール系統）	消費電力：1.24kW					室外機防錆処理（ケーシング・フィン共）
		燃料消費量：36.4kW					グリーン購入法適合品			燃料消費量：45.3kW					グリーン購入法適合品
		付属品：防振架台、転倒防止ワイヤー（SUS製6mm）、その他付属品一式含む							付属品：防振架台、転倒防止ワイヤー（SUS製6mm）、その他付属品一式含む						
FGHP-301-A	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井カセット形（4方向）	1	200	0.09	1	設置場所（室内機）：3階 会議室4	FGHP-303-A	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井埋込ダクト形	1	200	0.235	1	設置場所（室内機）：3階 多目的ホール
	パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：1.4.0kW					新冷媒対応		パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：1.4.0kW					新冷媒対応
		消費電力：0.10kW（冷房時・定格）					グリーン購入法適合品			消費電力：0.215kW（冷房時・定格）					グリーン購入法適合品
		付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、昇降式吸込グリル							付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、						
		：コインタイマー、その他必要付属品一式含む							：その他必要付属品一式含む						
FGHP-301-B	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井カセット形（4方向）	1	200	0.09	1	設置場所（室内機）：3階 会議室3	FGHP-303-B	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井埋込ダクト形	1	200	0.235	1	設置場所（室内機）：3階 多目的ホール
	パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：1.4.0kW					新冷媒対応		パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：1.4.0kW					新冷媒対応
		消費電力：0.10kW（冷房時・定格）					グリーン購入法適合品			消費電力：0.215kW（冷房時・定格）					グリーン購入法適合品
		付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、昇降式吸込グリル							付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、						
		：コインタイマー、その他必要付属品一式含む							：その他必要付属品一式含む						
FGHP-301-C	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井カセット形（4方向）	1	200	0.09	1	設置場所（室内機）：3階 会議室2	FGHP-303-C	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井埋込ダクト形	1	200	0.235	1	設置場所（室内機）：3階 多目的ホール
	パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：1.4.0kW					新冷媒対応		パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：1.4.0kW					新冷媒対応
		消費電力：0.10kW（冷房時・定格）					グリーン購入法適合品			消費電力：0.215kW（冷房時・定格）					グリーン購入法適合品
		付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、昇降式吸込グリル							付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、						
		：コインタイマー、その他必要付属品一式含む							：その他必要付属品一式含む						
FGHP-302	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：リニューアル用室外機（臭気低減仕様）	3	200	0.75×2	1	設置場所（室外機）：R階 室外機置場	FGHP-303-D	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井埋込ダクト形	1	200	0.235	1	設置場所（室内機）：3階 多目的ホール
	パッケージエアコン（室外機）	冷房能力：4.5.0kW					新冷媒対応		パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：1.4.0kW					新冷媒対応
	（中会議室系統）	消費電力：1.14kW					室外機防錆処理（ケーシング・フィン共）			消費電力：0.215kW（冷房時・定格）					グリーン購入法適合品
		燃料消費量：36.4kW					グリーン購入法適合品			付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、					
		付属品：防振架台、転倒防止ワイヤー（SUS製6mm）、その他付属品一式含む							：その他必要付属品一式含む						
FGHP-302-A	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井カセット形（4方向）	1	200	0.09	1	設置場所（室内機）：3階 会議室1								※1. 電気容量値は全て参考値とする。
	パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：1.4.0kW					新冷媒対応								※2. 標準付属品には、吊り金具等、標準的に必要な部材をいう。
		消費電力：0.10kW（冷房時・定格）					グリーン購入法適合品								
		付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、昇降式吸込グリル													
		：コインタイマー、その他必要付属品一式含む													
FGHP-302-B	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井カセット形（4方向）	1	200	0.85	1	設置場所（室内機）：3階 中会議室								
	パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：1.1.2kW					新冷媒対応								
		消費電力：0.10kW（冷房時・定格）					室外機防錆処理（ケーシング・フィン共）								
		付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、昇降式吸込グリル					グリーン購入法適合品								
		：その他必要付属品一式含む													
FGHP-302-C	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井カセット形（4方向）	1	200	0.85	1	設置場所（室内機）：3階 中会議室								
	パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：1.1.2kW					新冷媒対応								
		消費電力：0.10kW（冷房時・定格）					室外機防錆処理（ケーシング・フィン共）								
		付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、昇降式吸込グリル					グリーン購入法適合品								
		：その他必要付属品一式含む													
FGHP-302-D	ガスヒートポンプビルマルチ	型式：天井カセット形（4方向）	1	200	0.25	1	設置場所（室内機）：3階 ロビー								
	パッケージエアコン（室内機）	冷房能力：8.0kW					新冷媒対応								
		消費電力：0.10kW（冷房時・定格）					室外機防錆処理（ケーシング・フィン共）								
		付属品：エアフィルター、ワイヤードリモコン、昇降式吸込グリル					グリーン購入法適合品								
		：その他必要付属品一式含む													

改修後

工事名称	那覇市職員厚生会館空調更新工事			工事年度	令和4年度
工事場所	那覇市おもろまち1丁目1番地内			図面名称	空調機器表（新設）
発注機関	那覇市職員厚生会			縮尺	——
摘要	_____			圖面番号	M—06
検印	管理建築士	設計	製図	設名稱	株式会社ニライ設備設計
				資格者氏名	上原 武
				登録番号	第16G2-7025Y号
				所在地	沖縄県那覇市識名1195-1







## 換気機器表

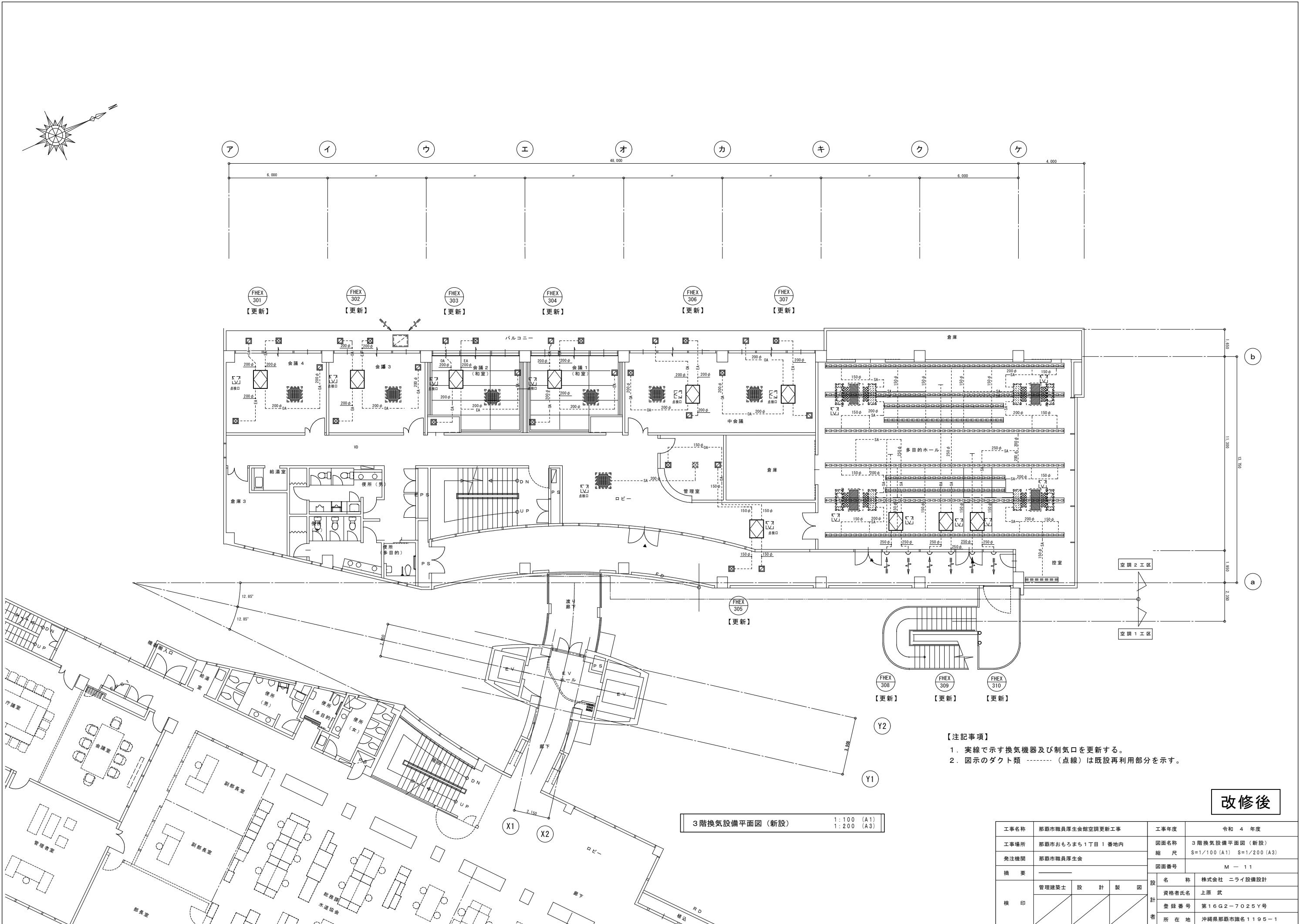
記号	機器名称	機器仕様	(周波数60Hz)			台数	備考
			相	電圧	容量(kW)		
FHEX-301	全熱交換器	型式：天井埋込形（ダクト径：200φ）	1	200	0.23	1	設置場所（室内機）：3階 会議室4 ※（空調室内機と連動運転） 風量：500m <sup>3</sup> /h × 150Pa 付属品：防振吊り金具、コントロールスイッチ、 消音型給排気グリル×4、その他標準付属品一式
							防虫網付（給気用） ガラリ付（排気用）
FHEX-302	全熱交換器	型式：天井埋込形（ダクト径：200φ）	1	200	0.23	1	設置場所（室内機）：3階 会議室3 ※（空調室内機と連動運転） 風量：500m <sup>3</sup> /h × 150Pa 付属品：防振吊り金具、コントロールスイッチ、 消音型給排気グリル×4、その他標準付属品一式
							防虫網付（給気用） ガラリ付（排気用）
FHEX-303	全熱交換器	型式：天井埋込形（ダクト径：200φ）	1	200	0.23	1	設置場所（室内機）：3階 会議室2 ※（空調室内機と連動運転） 風量：500m <sup>3</sup> /h × 150Pa 付属品：防振吊り金具、コントロールスイッチ、 消音型給排気グリル×4、その他標準付属品一式
							防虫網付（給気用） ガラリ付（排気用）
FHEX-304	全熱交換器	型式：天井埋込形（ダクト径：200φ）	1	200	0.23	1	設置場所（室内機）：3階 会議室1 ※（空調室内機と連動運転） 風量：500m <sup>3</sup> /h × 150Pa 付属品：防振吊り金具、コントロールスイッチ、 消音型給排気グリル×4、その他標準付属品一式
							防虫網付（給気用） ガラリ付（排気用）
FHEX-305	全熱交換器	型式：天井埋込形（ダクト径：150φ）	1	200	0.13	1	設置場所（室内機）：3階 ロビー ※（空調室内機と連動運転） 風量：150m <sup>3</sup> /h × 150Pa 付属品：防振吊り金具、コントロールスイッチ、 消音型給排気グリル×4、その他標準付属品一式
							防虫網付（給気用） ガラリ付（排気用）
FHEX-306	全熱交換器	型式：天井埋込形（ダクト径：200φ）	1	200	0.23	1	設置場所（室内機）：3階 中会議室 ※（空調室内機と連動運転） 風量：400m <sup>3</sup> /h × 150Pa 付属品：防振吊り金具、コントロールスイッチ、 消音型給排気グリル×4、その他標準付属品一式
							防虫網付（給気用） ガラリ付（排気用）
FHEX-307	全熱交換器	型式：天井埋込形（ダクト径：200φ）	1	200	0.23	1	設置場所（室内機）：3階 中会議室 ※（空調室内機と連動運転） 風量：400m <sup>3</sup> /h × 150Pa 付属品：防振吊り金具、コントロールスイッチ、 消音型給排気グリル×4、その他標準付属品一式
							防虫網付（給気用） ガラリ付（排気用）
FHEX-308	全熱交換器	型式：天井埋込形（ダクト径：250φ）	1	200	0.44	1	設置場所（室内機）：3階 多目的ホール ※（空調室内機と連動運転） 風量：700m <sup>3</sup> /h × 170Pa 付属品：パイプフード250φ用×2、防振吊り金具、コントロールスイッチ、 消音型給排気グリル×2、その他標準付属品一式
							パイプフード：SUS製深形、防虫網付（給気用） パイプフード：SUS製深形、ガラリ付（排気用）
FHEX-309	全熱交換器	型式：天井埋込形（ダクト径：250φ）	1	200	0.44	1	設置場所（室内機）：3階 多目的ホール ※（空調室内機と連動運転） 風量：700m <sup>3</sup> /h × 170Pa 付属品：パイプフード250φ用×2、防振吊り金具、コントロールスイッチ、 消音型給排気グリル×2、その他標準付属品一式
							パイプフード：SUS製深形、防虫網付（給気用） パイプフード：SUS製深形、ガラリ付（排気用）
FHEX-310	全熱交換器	型式：天井埋込形（ダクト径：250φ）	1	200	0.44	1	設置場所（室内機）：3階 多目的ホール ※（空調室内機と連動運転） 風量：700m <sup>3</sup> /h × 170Pa 付属品：パイプフード250φ用×2、防振吊り金具、コントロールスイッチ、 消音型給排気グリル×2、その他標準付属品一式
							パイプフード：SUS製深形、防虫網付（給気用） パイプフード：SUS製深形、ガラリ付（排気用）

※1. 電気容量値は全て参考値とする。

※2. 標準付属品には、吊り金具等、標準的に必要な部材をいう。

改修後

工事名称	那覇市職員厚生会館空調更新工事	工事年度	令和4年度
工事場所	那覇市おもろまち1丁目1番地内	図面名称	換気機器表（新設）
発注機関	那覇市職員厚生会	縮尺	—
摘要	_____	図面番号	M-10
検印	管理建築士 設計 製図 資格者氏名 上原 武 登録番号 第16G2-7025Y号 所在地 沖縄県那覇市識名1195-1	設計者 者	



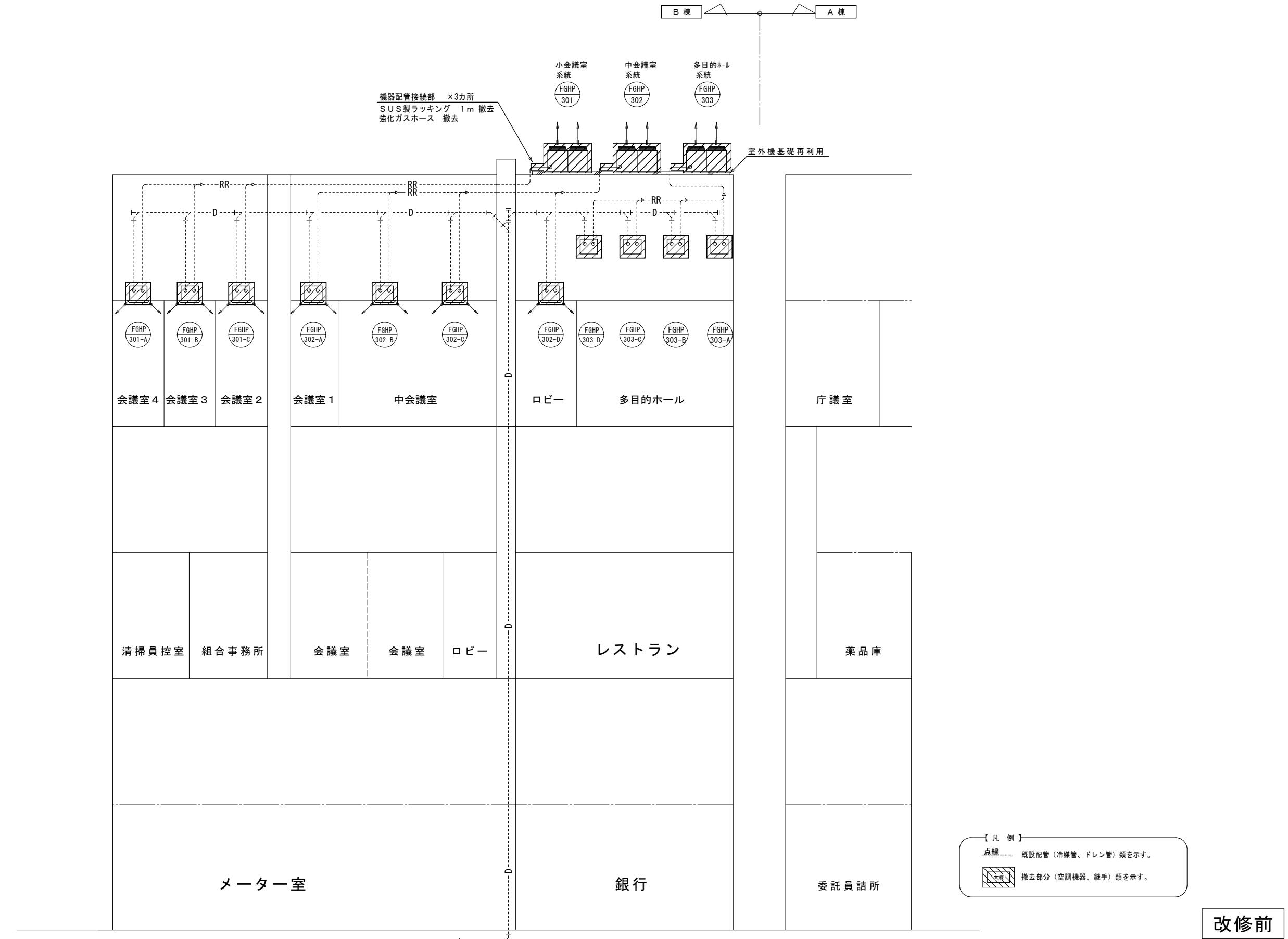
## 空調機器表（撤去）

記号	名称	仕様	数量	備考
F G H P - 3 0 1	マルチパッケージ形空調機 (室外機) ※再利用しない	型式：ガスヒートポンプ形 冷房能力：45.0 kW 概略寸法：(室外機：2,120W×996D×2,100H) 概略重量：(室外機：890kg) 冷媒ガス：20kg (R410A)	1	B棟屋上
F G H P - 3 0 1 - A	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込カセット型(4方向) 冷房能力：14.0 kW 概略寸法：(室内機：840W×840D×365H) 概略重量：(室内機：38kg)	1	3階 会議室4
F G H P - 3 0 1 - B	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込カセット型(4方向) 冷房能力：14.0 kW 概略寸法：(室内機：840W×840D×365H) 概略重量：(室内機：38kg)	1	3階 会議室3
F G H P - 3 0 1 - C	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込カセット型(4方向) 冷房能力：14.0 kW 概略寸法：(室内機：840W×840D×365H) 概略重量：(室内機：38kg)	1	3階 会議室2
F G H P - 3 0 2	マルチパッケージ形空調機 (室外機) ※再利用しない	型式：ガスヒートポンプ形 冷房能力：45.0 kW 概略寸法：(室外機：2,120W×996D×2,100H) 概略重量：(室外機：890kg) 冷媒ガス：20kg (R410A)	1	B棟屋上
F G H P - 3 0 2 - A	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込カセット型(4方向) 冷房能力：14.0 kW 概略寸法：(室内機：840W×840D×365H) 概略重量：(室内機：38kg)	1	3階 会議室1
F G H P - 3 0 2 - B	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込カセット型(4方向) 冷房能力：11.2 kW 概略寸法：(室内機：840W×840D×365H) 概略重量：(室内機：38kg)	1	3階 中会議室
F G H P - 3 0 2 - C	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込カセット型(4方向) 冷房能力：11.2 kW 概略寸法：(室内機：840W×840D×365H) 概略重量：(室内機：38kg)	1	3階 中会議室
F G H P - 3 0 2 - D	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込カセット型(4方向) 冷房能力：5.6 kW 概略寸法：(室内機：840W×840D×270H) 概略重量：(室内機：24kg)	1	3階 ロビー

記号	名称	仕様	数量	備考
F G H P - 3 0 3	マルチパッケージ形空調機 (室外機) ※再利用しない	型式：ガスヒートポンプ形 冷房能力：56.0 kW 概略寸法：(室外機：2,120W×996D×2,100H) 概略重量：(室外機：890kg) 冷媒ガス：20kg (R410A)	1	B棟屋上
F G H P - 3 0 3 - A	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込形 冷房能力：14.0 kW 概略寸法：(室内機：1,370W×635D×406H) 概略重量：(室内機：52kg)	1	3階 多目的ホール
F G H P - 3 0 3 - B	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込形 冷房能力：14.0 kW 概略寸法：(室内機：1,370W×635D×406H) 概略重量：(室内機：52kg)	1	3階 多目的ホール
F G H P - 3 0 3 - C	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込形 冷房能力：14.0 kW 概略寸法：(室内機：1,370W×635D×406H) 概略重量：(室内機：52kg)	1	3階 多目的ホール
F G H P - 3 0 3 - D	パッケージ形空調機 (室内機) ※再利用しない	型式：天井埋込形 冷房能力：14.0 kW 概略寸法：(室内機：1,370W×635D×406H) 概略重量：(室内機：52kg)	1	3階 多目的ホール

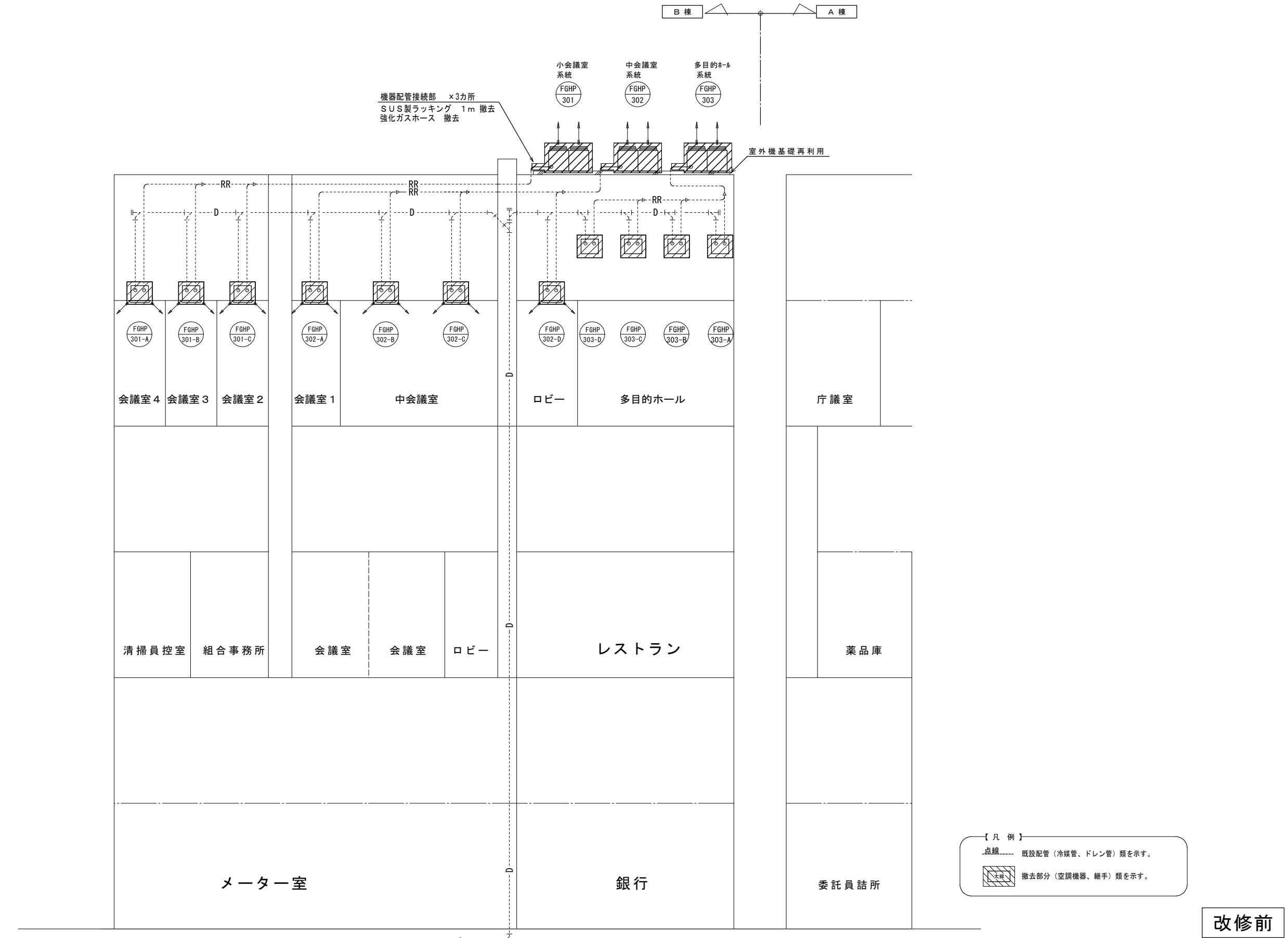
改修前

工事名称	那覇市職員厚生会館空調更新工事		工事年度	令和4年度
工事場所	那覇市おもろまち1丁目1番地内		図面名称	空調機器表（撤去）
発注機関	那覇市職員厚生会		縮尺	—
摘要	_____		図面番号	M-12
設 計	管理建築士	設計	製図	
計	資格者氏名	上原 武		
登録番号	第16G2-7025Y号			
者 所在地	沖縄県那覇市識名1195-1			



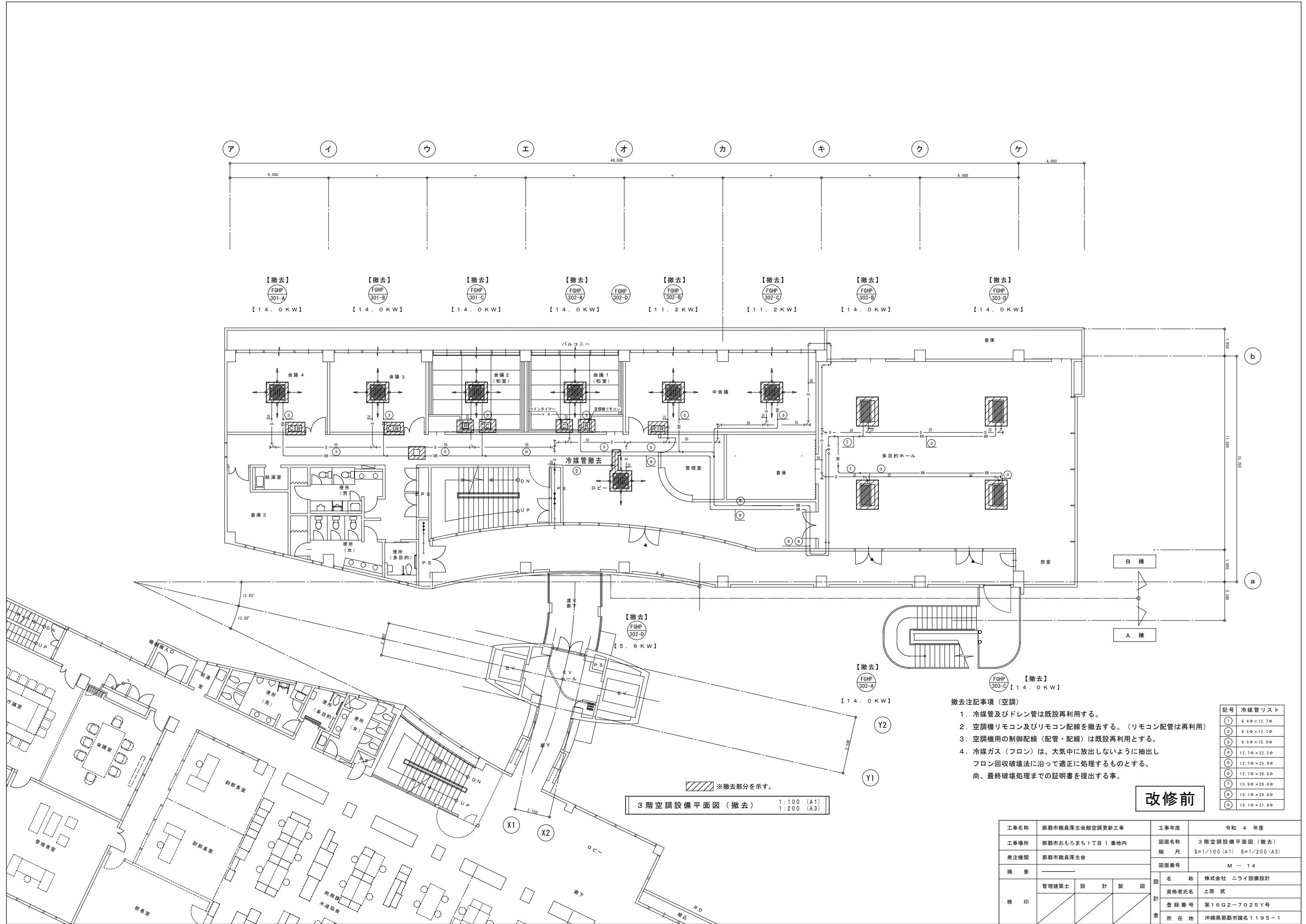
工事名称	那覇市職員厚生会館空調更新工事		工事年度	令和 4 年度
工事場所	那覇市おもろまち1丁目1番地内		図面名称	空調設備系統図（撤去）
発注機関	那覇市職員厚生会		縮 尺	—
摘要	_____		図面番号	M - 13
設 計	管理建築士	設 計	製 図	名 称 株式会社 ニライ設備設計
計	資格者氏名 上原 武			登録番号 第16G2-7025Y号
検 印				所在 地 沖縄県那覇市識名1195-1

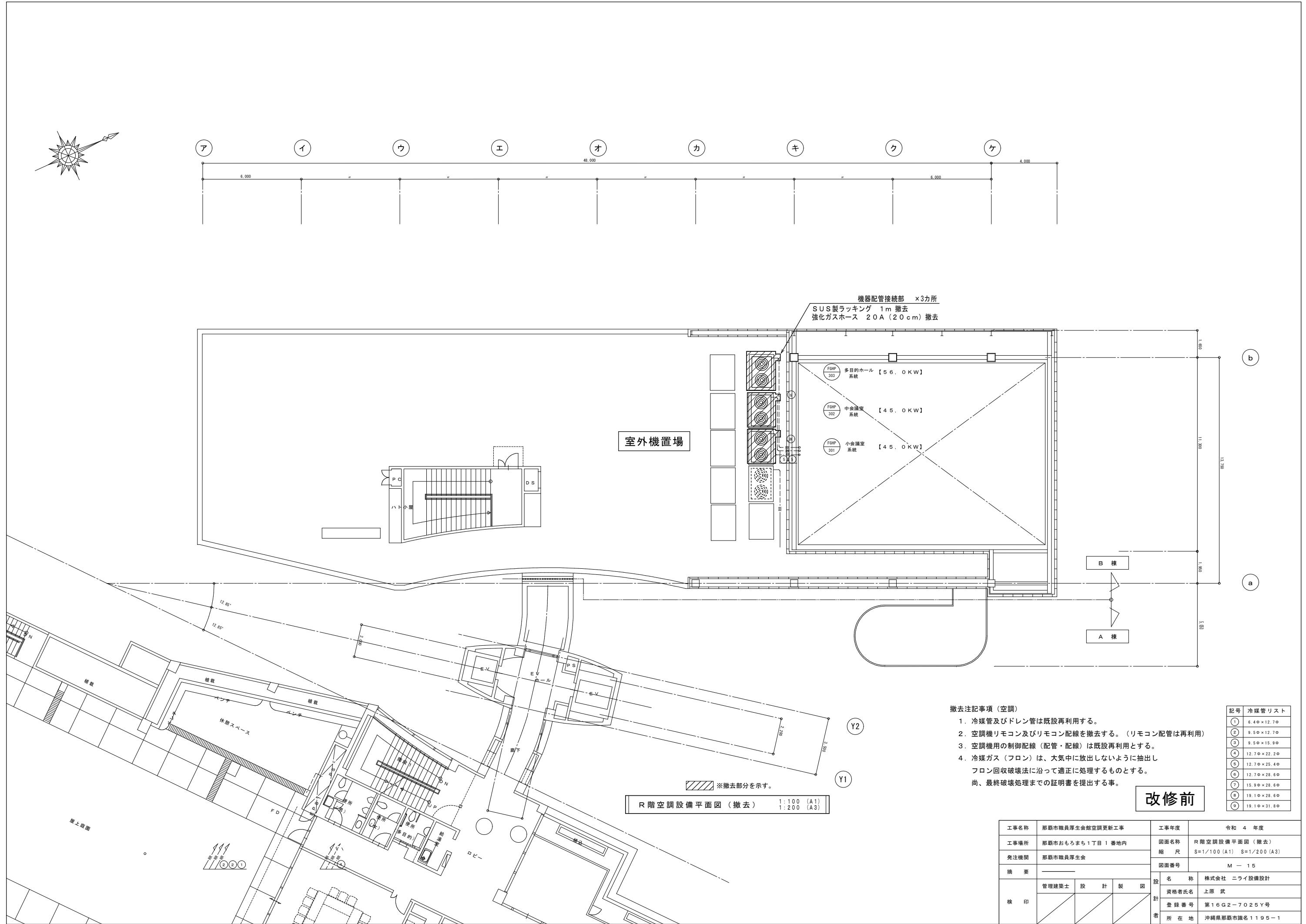
空調設備系統図（撤去） NOSCALE



工事名称	那覇市職員厚生会館空調更新工事業務委託		工事年度	令和 4 年度
工事場所	那覇市おもろまち1丁目1番地内		図面名称	空調設備系統図（撤去）
発注機関	那覇市職員厚生会		縮 尺	—
摘要	_____		図面番号	M - 13
設 計	管理建築士	設 計	製 図	株式会社 ニライ設備設計
計	資格者氏名	上原 武		
検 印	登録番号	第16G2-7025Y号		
	者 所 在 地	沖縄県那覇市識名1195-1		

空調設備系統図（撤去） NOSCALE



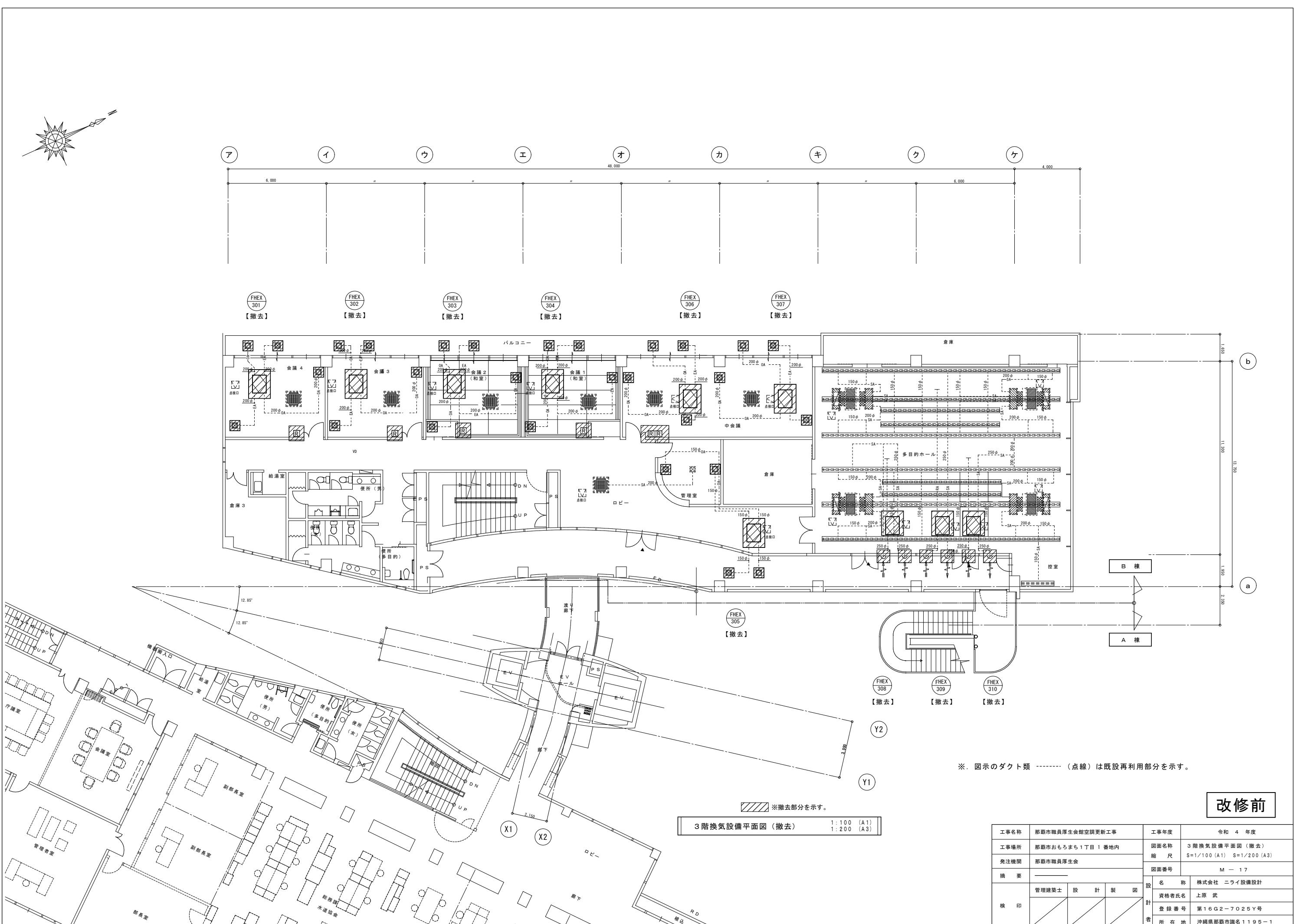


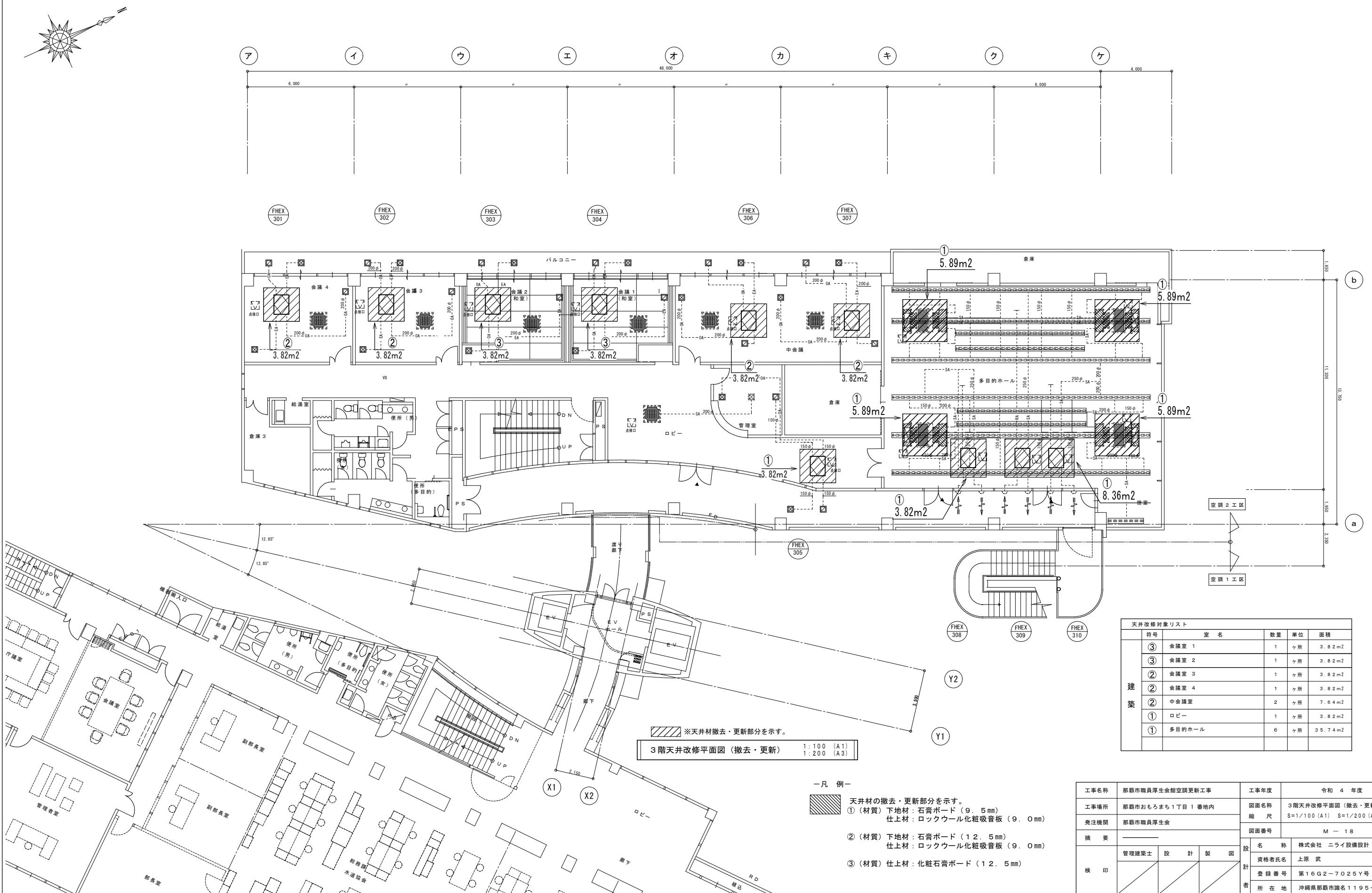
換気機器表（撤去）

記号	名称	仕様	数量	備考
F H E X - 3 0 1	全熱交換器 ※再利用しない	型式：天井埋込ダクト接続型 風量：500m <sup>3</sup> /h 概略寸法：888×1, 016×331H 概略重量：36kg	1	設置場所 3階 会議室 4
F H E X - 3 0 2	全熱交換器 ※再利用しない	型式：天井埋込ダクト接続型 風量：500m <sup>3</sup> /h 概略寸法：888×1, 016×331H 概略重量：36kg	1	設置場所 3階 会議室 3
F H E X - 3 0 3	全熱交換器 ※再利用しない	型式：天井埋込ダクト接続型 風量：500m <sup>3</sup> /h 概略寸法：888×1, 016×331H 概略重量：36kg	1	設置場所 3階 会議室 2 (和室)
F H E X - 3 0 4	全熱交換器 ※再利用しない	型式：天井埋込ダクト接続型 風量：500m <sup>3</sup> /h 概略寸法：888×1, 016×331H 概略重量：36kg	1	設置場所 3階 会議室 1 (和室)
F H E X - 3 0 5	全熱交換器 ※再利用しない	型式：天井埋込ダクト接続型 風量：150m <sup>3</sup> /h 概略寸法：780×610×289H 概略重量：22kg	1	設置場所 3階 ロビー
F H E X - 3 0 6	全熱交換器 ※再利用しない	型式：天井埋込ダクト接続型 風量：400m <sup>3</sup> /h 概略寸法：888×1, 016×331H 概略重量：36kg	1	設置場所 3階 中会議室
F H E X - 3 0 7	全熱交換器 ※再利用しない	型式：天井埋込ダクト接続型 風量：400m <sup>3</sup> /h 概略寸法：888×1, 016×331H 概略重量：36kg	1	設置場所 3階 中会議室
F H E X - 3 0 8	全熱交換器 ※再利用しない	型式：天井埋込ダクト接続型 風量：700m <sup>3</sup> /h 概略寸法：1, 144×1, 004×404H 概略重量：58kg	1	設置場所 3階 多目的ホール
F H E X - 3 0 9	全熱交換器 ※再利用しない	型式：天井埋込ダクト接続型 風量：700m <sup>3</sup> /h 概略寸法：1, 144×1, 004×404H 概略重量：58kg	1	設置場所 3階 多目的ホール
F H E X - 3 1 0	全熱交換器 ※再利用しない	型式：天井埋込ダクト接続型 風量：700m <sup>3</sup> /h 概略寸法：1, 144×1, 004×404H 概略重量：58kg	1	設置場所 3階 多目的ホール

改修前

工事名称	那覇市職員厚生会館空調更新工事		工事年度	令和 4 年度
工事場所	那覇市おもろまち1丁目1番地内		図面名称	換気機器表（撤去）
発注機関	那覇市職員厚生会		図面番号	M — 1 6
摘要	<hr/>		名 称	株式会社 ニライ設備設計
検印	管理建築士	設 計	製 圖	資格者氏名 上原 武 登録番号 第16G2-7025Y号 所在地 沖縄県那覇市識名1195-1





## 建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部

1 工事概要 令和4年7月 改訂版

- (1) 工事名：那覇市職員厚生会館空調更新工事業務委託
- (2) 工事場所：那覇市おもろまち1丁目1番地内
- (3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	用途区分	
			消防法施行令別表第一	
那覇市厚生会館	S造 4階建	1,884.6 m <sup>2</sup>	(1) 項口	
計				

### (4) 工事科目(○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外				
	3F				備考
電灯設備	○				取り外し、再取付
動力設備					
電熱設備					
雷保護設備					
受変電設備					
電力貯蔵設備					
発電設備					
構内情報通信網設備					
構内交換設備					
情報表示設備					
映像・音響設備					
拡声設備	○				取り外し、再取付
誘導支援設備					
テレビ共同受信設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯・入退室管理設備					
火災報知設備	○				取り外し、再取付
中央監視制御設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
テレビ電波障害防除設備					
発生材処理					
撤去工事	○				
軽微な機械設備工事					
軽微な建築工事					

### 2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 年 月 日時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 年 月 日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

### 3 電気設備工事仕様

#### (1) 標準仕様書等

- ア 図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官府営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）
- イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）による。

#### (2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
- イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
- ウ 項目に記載の（ . . ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

### 4 その他

#### (1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力をわなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金

時間管理を適切に行っておかなければならぬ。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

- 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
  - イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
  - ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

#### (3) ワンデーレスponsの実施

- ア この工事はワンデーレスpons実施対象工事である。ワンデーレスponsとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」にすることである。
- イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理办法について、監督員と協議を行うこと。
- ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
- エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

#### (4) 工事監理業務への協力等

- ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
- イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
- ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。
- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

#### (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

#### (6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

#### (7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

#### (8) 不発弾等発見時の処理について

- 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
- なお、これについては、下請業者へも周知すること。

#### (9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全を十分に行うこと。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようすること。
- エ さし杵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

#### (10) 不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

#### (11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
- イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しております。その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承認を得るものとする。
- ウ 「参考図」は建設工事請負契約第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

#### (12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（營繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

#### (13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

- ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）を明示すること。
- また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

- イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によつては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

#### 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

#### 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

#### 【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)

工事名称	那覇市職員厚生会館空調更新工事	工事年度	令和 4 年度
工事場所	那覇市おもろまち1丁目1番地内	図面名称	特記仕様書（電気設備）-1
発注機関	那覇市職員厚生会	縮 尺	
摘要		図面番号	E-01
設 名	株式会社 ニライ設備設計	設 計	
資			

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	
一般共通事項						
○ 1 工事実績情報の登録 ( 1 . 1 . 4 )	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事については、登録を要しない。		ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 檢査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。		( 1 ) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 引渡しを要するもの ○無 ・有（図示） 特別管理産業廃棄物 ○無 ・有（図示） ※現場調査を行う 再利用を図るもの ○無 ・有（図示）	
○ 2 適用図書等 ( 1 . 1 . 6 )	※公共建築工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（令和4年版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和3年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和元年版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和4年版）（一般社団法人公共建築協会） ※ ( 1 ) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 ( 2 ) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。 工事の一時中止に係る計画の作成 ( 1 ) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 ( 2 ) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 ( 1 ) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 ( 2 ) CORINS 登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 ( 3 ) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 ( 4 ) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 ( 5 ) 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。 ( 6 ) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手とともに、着手関係書類を提出するものとする。 ( 7 ) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 ( 8 ) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。 図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	○ 1 1 主任技術者等の資格 ( 1 ) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者 ・資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 ( 2 ) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。 ※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。	○ 1 2 監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置） ○ 1 3 施工条件 ( 1 . 3 . 3 ) ○ 1 4 交通安全管理 ( 1 . 3 . 6 ) ○ 1 5 施工中の環境保全等 ( 1 . 3 . 8 ) ○ 1 6 発生材の処理等 ( 1 . 3 . 9 )	施工条件は、図示及び以下による。 ( ) 国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（平成27年4月3日沖縄県公安委員会告示第36号） ( 1 ) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 ( 2 ) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経済局第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5~260kW） ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン 適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、P C B、アスベスト等有害物質調査など） ( 1 ) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。	○ 1 7 工事の保険等 ( 1 ) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 ※ ( 2 ) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一ヶ月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。	工事名称 那覇市職員厚生会館空調更新工事 工事場所 那覇市おもろまち1丁目1番地内 発注機関 那覇市職員厚生会 摘要 _____ 工事年度 令和 4 年度 図面名称 特記仕様書（電気設備）-2 図面尺 _____ 図面番号 E-02 設計者名 株式会社 ニライ設備設計 設計者登録番号 第16G2-7025Y号 所在地 沖縄県那覇市字195-1
○ 10 施工管理体制 ( 1 . 3 . 1 )	（ 1 ）工事請負金額が 3,500 万円以上（建築一式工事の場合 7,000 万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。					
○ 8 工事の記録 ( 1 . 2 . 4 )	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。					
○ 9 設計図C A Dデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図C A Dデータを貸与する。なお、貸与されたC A Dデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。					



